

令和3年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年7月27日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後4時15分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍
指 導 主 事 高 橋 拓 也
指 導 主 事 長 峯 貴 弘
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
教育部副主幹 佐々木 通
- 7 傍聴人 11人

令和3年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 令和3年7月27日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第39号 令和3年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 5 議案第40号 西東京市立学校設置条例附則第5項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則
- 第 6 議案第41号 教育財産の用途廃止について
- 第 7 議案第42号 西東京市立けやき小学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について
- 第 8 議案第43号 西東京市立明保中学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について
- 第 9 議案第44号 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について
- 第10 議案第45号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第11 請願第1号 東京オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦プログラムについての請願
- 第12 報 告 事 項
 - (1) 令和3年西東京市議会第2回定例会報告
 - (2) 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（令和3年度～令和5年度）
 - (3) 令和2年度教育相談状況
 - (4) 令和2年度不登校児童・生徒に関する調査報告
 - (5) 西東京市立学校施設使用料の適正化について（答申）
 - (6) 令和3年度西東京市公民館事業計画
 - (7) 令和3年度西東京市図書館事業計画
- 第13 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 3 年第 7 回定例会
(7 月 27 日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和3年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程について、審議の都合上、日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名、日程第2 議席の指定、日程第3 会議録署名委員の指名に続いて、日程第9 議案第44号 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について、日程第10 議案第45号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を審議したいと思います。

○木村教育長 日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、米森修一委員を職務代理者として指名いたしましたので、報告いたします。

○木村教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされており、委員の議席はただいま御着席の席を議席として指定いたします。

○木村教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第9 議案第44号 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 議案第44号 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について、説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

今年度の採択事務については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号の規定により新たに発行されることとなった教科用図書があることから、施行令第15条2項の規定に基づき採択いただくものでございます。

今回採択替えの候補となっている教科用図書の概要について説明いたします。このたび採択いただく教科用図書は、令和3年度から令和6年度までの4年間使用する教科用図書を令和4年度から採択替えした場合、令和6年度までの3年間使用するものでございます。

次に、教科用図書の調査・研究につきまして、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づき行われました。教科用図書採択資料作成委員会を紙面により開催して教科用図

書について調査・研究を行い、報告書にまとめました。採択資料作成委員会には、要綱に従い、社会科の担当校長を含む校長に加え、市民及び保護者の代表4名も委員を務めております。

なお、昨年度の協議内容を十分に生かし平等性を担保する観点から、昨年度の委員に継続して委員をお務めいただきました。

教科用図書採択資料作成委員会の報告書をまとめるに当たっては、各中学校から推薦された教員で構成された教科用図書調査部会による調査・研究の結果や、中学校ごとに行われました学校別教科用図書研究会における調査・研究の結果、そして教科書展示会において寄せられました市民の御意見を参考にしております。

なお、市内2会場で実施した教科書展示会では、合計で12件の意見をいただきました。教科用図書採択資料作成委員会の調査・研究の結果である本報告書につきましては、先般、教科用図書採択資料作成委員会委員長から教育長に提出されたところでございます。

本日審議いただく中学校歴史の教科用図書は、文部科学省（令和4年度使用）中学校用教科書目録に示されている各教科等のうち、中学校社会、歴史1教科8種類の教科用図書について御審議いただき、採択替えするか、昨年度採択した現行の教科用図書を続行するかを決定いただくものでございます。

歴史の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、育鵬社、学び舎の7社にこのたび自由社が加わり、8社でございます。

なお、採択年度であった昨年令和2年度に採択し、現在西東京市立中学校で使用しているのは教育出版でございます。

なお、自由社以外の教科用図書について、各学校の教科用図書調査部会及び学校別教科用図書研究会からは、令和2年度に作成した資料に加除訂正の必要はないとの報告を受けており、令和2年度に作成した資料の写しを本日は配付しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 1点教えてください。今、GIGAスクール構想が進み、そしてICT機器の活用が言われております。社会科の授業において、こういったICT機器の活用等々につきましてどのような授業展開がされているのか教えていただけますでしょうか。

○荒木統括指導主事 現在使用している教科書にはQRコードがついておりまして、そのQRコードから文化庁の文化財データベースや江戸東京博物館、国会図書館などのデータベースを見ることができます。平和祈念館などの資料を見ることができますので、その単元に応じて必要な資料を今配っているタブレットで子どもたちが自由に見ることができるようになっております。また授業の中でも使っていることを学校訪問で確認しております。

以上でございます。

○木村教育長 後藤委員、よろしいですか。

○後藤委員 ありがとうございます。以上です。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森教育長職務代理者 現在、教育出版ということで動いておりまして、現場は今お話しただいたように教育出版で皆さん教育活動を進めていただいております。そういう意味で、1年後に法的には担保されて教科書再検定を受けるというのがあるようでございますけれども、現場のことを考えると、教科書ということではなく自由に出版していただくとよろしかったかなという気持ちはいたします。

中身的にも、我々、昨年やっておりますので比較して、今回の教科書について比較検討する必要があるのでございますけれども、いろいろな報告書とか中身を見た限りでは体裁や出版のページ数はあまり変わらないかと思いますが、内容的に見ますと、やはり出版の特徴としまして囲いの記事とかコラムは結構充実しているし書きぶりはあるかと思うんですが、その分一般的な記述のところがちょっと簡単過ぎて、やはり子どもたちがいろいろな勉強をするには多角的・多面的な思考のある子どもを養成するということにもつながりますので、そういった部分が必要になるのかなと思っておりますので、こういう面を考えますと現行の教育出版がいいかなという気がいたします。

それから、歴史とはいえ戦後の部分というところで、ほかの教科書と比べても、やはり教育出版と比べてもちょっと書きぶりが足りない部分があるんじゃないかという気がいたしておりますので、私は現行の教育出版のまま社会科の歴史の教科書として使っていただきたいというふうに推奨いたします。

○山田委員 教科書を読ませていただいたんですけども、自由社の教科書は歴史を客観的に記述しようというよりは主観的な記載という感じが強くいたしました。例えば神話などが非常に長いページを割いて引用されたり、真実とは異なるようなことに重きがあるという印象を受けています。

あとそれから、戦争に関しては、例えば日露戦争に関するコラム、「もっと知りたい」というコーナーがあったんですけども、その内容がどうも戦争を美化しているのではないかというような印象がある。

それから、個々言えば切りがないんですけども、例えば沖縄の琉球処分に関するコラムなんかについても、伊波普猷の一種の奴隷状態からの解放という一部分の記述を取り出して正当化しようとするような意図が見え隠れするのではないかというような印象を得ています。

それから、戦時中の植民地支配についても同化政策など負の側面には触れることがなく、植民地支配がもたらしたかもしれない恩恵のようなものについて強調し過ぎているのではないか。

それから、太平洋戦争をあえて大東亜戦争という、ほかの教科書等ではほとんど使わない言葉をお使いになっていると。

それから、先ほどの沖縄戦の記述についても、「日本軍はよく戦い、沖縄住民もよく協力しました」というような記載があるのですが、一般市民の多くに死者が出たことは記載されているものの、そういったことに軍が関与したというような記載というものは全くなく、一方で、本市が採用しています教育出版の文中にはそういう記述がきちんとなされていると。

そのほか、関東大震災時の朝鮮人の虐殺事件や戦時中の南京事件等については一切触れていないと。解釈をする前の段階で記述がない。もっと気になったのは、日本人を褒めたたえ

るのはいいんですけれども、日本人だけが勤勉で優秀で世界でもまれに見る人種であるかのような記載があって、これは現在共生を目指す社会にとって果たして好ましいものかどうか。人種差別だとか優生思想というようなものを助長してしまわないだろうかという心配があります。

それから、ささいな点ですけれども、ほかの教科書では大和政権あるいは大和王権というような言い方が一般的だというふうになってきていると思うんですけれども、本教科書では大和朝廷としているとか。

一方でいろいろな立場があるので、そういう立場から違った記載をするということは、それはそれなりにいいとは思いますが、冒頭に申し上げましたように歴史というのは、やはり歴史を客観的に記述するということが大事なのではないかと私自身は思いますので、総合的に見て、現在採用されている教育出版の教科書と比べた場合に特段優れた点がないばかりでなく、場合によると西東京市の教科書として採用するには不適切あるいは不十分な記載が多いというふうに私自身は思いました。

したがって、あえて現在採択している教育出版の教科書を自由社の教科書に変更する積極的な理由はないのではないかとこのように考えたところでございます。

以上です。

○後藤委員 私も教科用図書調査部会の報告書並びに教科用図書資料作成委員の報告書をいろいろ拝見させていただきました。この中で、特に教育出版につきましては今年度使用されているわけですが、各配当時間の見出しがそのままその授業の目標として提示でき、そして各時間の見通しを生徒に持たせやすいという評価が出ております。また、他社と比較しても最も捉えやすいというようなこのような報告書もあることから、私は教育出版がよいのではないかとこのように思っております。

○今井委員 昨年度の会議録を振り返りながら教科書を拝見しました。世界と日本の記述のバランスだったり、見やすさ、読みやすさ、それから教えやすさなどいろいろな観点から考えて教育出版を選んだと思うんですけれども、今回も私は今使用している教育出版のほうがいいなというふうに思いました。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

それでは、これまで委員の皆様からの御質問あるいは御意見から、令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書については採択替えを行わず、現在使用しているものと同一のものを採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書については採択替えを行わず、現在使用しているものと同一のものを採択案とすることとなりました。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 17 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○木村教育長 では、休憩を閉じて会議を再開します。

これより議案第44号 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について、を採決いたします。ただいまお手元にお配りしました採択案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は採択案のとおり決定いたしました。

○木村教育長 日程第10 議案第45号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 議案第45号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、毎年採択するものとなっております。

本議案は、令和4年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたします小学校及び中学校の教科用図書を採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の教科用図書使用の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達の段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それではまず、採択の流れについて説明いたします。

初めに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和4年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成いたしました。

次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別調査資料について調査・研究を行いました。教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長等8人と、各校長から推薦された教諭等7名の計15名で構成されております。ひばりが丘中学校に令和4年度に固定制特別支援学級が新設されることから、校長については、現設置校7校にひばりが丘中学校が加わり8名という内訳になっております。

委員会での調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適正に、適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小中学校ごとだけでなく、小中学校間でも検討し、報告書を作成して教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について説明をいたします。

恐れ入りますが、1ページの田無小学校特別支援学級（知的障害学級）を御覧ください。

国語の第6学年にございます同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』3」でございますが、この「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』」は、特別支援学校に合わせた内容の図書でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、7ページの田無第一中学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語の1学年、東京書籍「国語☆☆☆☆」と記載されております。この図書は文部科学省著作の教科書であり、知的障害の特別支援学級用のものでございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書に加え、教科用図書や一般図書からの選定も可能となっております。

恐れ入りますが、再度1ページの田無小学校にお戻りください。

算数の第6学年に「ひとりだちするための算数・数学」がございます。実は今年度、複数の学校で同じ図書を選んでおります。この「ひとりだちするための算数・数学」に加え、「ひとりだちするための国語」と並んで、調査委員会の段階では小・中学校ともリストに掲載している状況でございました。同じ教材を小中学校で同時に扱うのは適切では言えないことから、委員同士で協議した結果、国語については面接練習などの記載もあることから就労や受験を控えた中学校で使用し、生活の体験から計算したり計測したり学習について触れている算数・数学では小学校が扱うことといたしました。

次に、昨年度との主な変更点について説明いたします。小学校については児童の状況などにより、昨年度の使用図書から若干の変更はございますが、ここで説明するに至る特徴的なものはございません。ここでは中学校を中心に説明いたします。

7ページ、田無第一中学校特別支援学級（知的障害学級）を御覧ください。

今年度は中学校全体として、将来の就労を見通して必要な力を身に付けることを目的とした図書を採択しております。田無第一中学校を例に挙げますと、国語の第3学年は「ひとりだちするための国語」としております。昨年度は言語表を中心に具体的な表現例を扱う図書を採択いたしましたが、今回の図書は電話のメモの取り方を取り上げて、いつ、どこで、何をなどを整理して記述することを学習したり、履歴書の書き方を通して相手にわかるように整理して書いたりすることを学ぶことができます。また自己紹介も、学校で、学校以外で、面接でと様々な場面で発表する機会を取り上げているのが特徴でございます。

同じ田無第一中学校の職業・家庭を御覧ください。昨年度は絵や写真を多用して仕事の内容や職場がわかる図書を採択いたしましたが、今年度は特別支援学級の卒業後の進路の多様性を卒業生の体験談をもとに学ぶことができる、「『働く』の教科書15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう！」といたしました。

次の8ページを御覧ください。

保谷中学校特別支援学級（知的障害学級）でございますが、美術について、昨年度までは鑑賞中心の図書を採択しておりました。しかしながら今回は、様々な表現方法を用いた彫刻、絵画、工芸の作品名がオールカラーで扱われていること、表現の手順が写真つきで解説されていることなどから西東京市の中学校で採択されている美術の教科書としております。

なお、新設されるひばりが丘中学校は、主に青嵐中に通う生徒が転校することから、青嵐中学校の調査を参考といたしました。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が、人間関係や集団参加などの社

会性を学んでおります。各教科の授業につきましては、通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、11ページ、12ページの小学校・中学校の一覧にお示ししておりますとおりに、使用する教科用図書につきましては、採択された通常の学級と同様のものとなります。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 米森教育長職務代理者 今説明していただきまして、いろいろ子どもたちの状況に応じて選んでいただいているということがよくわかりましたので、感謝いたします。国語の6年生のところで、各市立小学校とかが同じ教科書を使っているのと、それから学校によっては違う教科書になったりしている部分があるかと思うんですけども、それはやはり学校での児童・生徒の状況を見たところ、この本が適切であるということになったということによろしいんですか。
- 荒木統括指導主事 現5年生がそのまま6年生に進学するということを考えると、今の5年生の状況を見たり、あと学校の実態や教育活動が効果的に行われるように、それぞれの学校が採択しているものでございます。ほかの小学校がどのような教科書を採択しているのかということもこの調査・研究でわかりますので、お互いの情報共有をしながら、より子どもたちによい教科用図書を採択できるように私どもも指導してまいります。
以上でございます。
- 米森教育長職務代理者 ありがとうございます。
- 山田委員 特別支援学級に通う1学年の生徒数は大体どのぐらいでしたか。生徒・児童数ですね。
- 大谷学務課長 1学年当たり、学校によって差がありますが、全体的に見て大体1桁というところですよ。
- 山田委員 そうすると、その1桁の子どもたち、同じ学年であっても例えば知的障害の子どもで障害の程度がばらつくんじゃないかと思うんですね。その場合に、この学年でこの教科書とやってしまうとついていけない子がいたりしないのかと。要するに、もっとオーダーメイド的な教科書の選び方というのは不可能なのかということについてお聞きしたい。
- 荒木統括指導主事 規定といたしましては学年で同じ教科書を使うということになっておりますが、1学級8名という小さな集団の中でございますので、教員がそれぞれの個や特性や障害の状況に応じて、その子にさらに必要な教材を作ったりビジュアル化したり、その子の体を使って学べるようなものを作ったりというような特徴がありますので、やはり一つの学年では一つの教材、教科用図書ということになっております。
以上でございます。
- 山田委員 わかりました。
- 服部委員 今ここに並んでいる教科書にもQRコードがついていて、それを活用することもあるんでしょうか。
- 荒木統括指導主事 教科用図書のいわゆる検定を受けている教科書にはついているものもご

ざいますが、絵本とかそういったものについてはついていないものもあります。あと図鑑なんかを選んであるものだと、図鑑には最近QRコードが載っているものもがございますので、全てというのではなくて、一部QRコードが載っているものもがございます。

以上でございます。

○山田委員 例えば発達障害の子どもなんかの場合、教科書という、読むのが苦手だけれども、それこそデジタルになってきたほうがわかりやすいというお子さんもいらっしゃると思うんですよね。そうすると、例えばこの紙の教科書をみんなで共有して授業を展開するよりは、そんなものを用意しないで最初からデジタルにするとか、そういうことというのは考えられないのでしょうか。

○荒木統括指導主事 昨年度の臨時休業期間中から、西東京市立小・中学校の全ての児童・生徒がデイジーで教科書を扱えることになっておりまして、デイジーというのは読み上げなんですけれども、その特性がある・なし、障害の有無に関わらず、全ての子どもがデイジーで読み上げを使うことができますので、そういった特性があるお子さんについては最初から読み上げで聞いて、聞いた上で文字の視覚的なものに入っていくということができます。現在タブレットを使って、動くものや読み上げのものを使って、障害の有無に関わらず自分の特性を生かして学習することができるようになってきているところでございます。

以上でございます。

○服部委員 今、小学生はeラーニングという形のドリルというか、そういう指導を受けていると思うんですが、障害のある人のためのそういったコンテンツはあるのでしょうか。

○山縣教育指導課長 一律、今、服部委員からありましたように学習コンテンツについて、特別支援学級でも活用させていただいているところでございます。ただ今後、西東京市のGIGAスクール構想基本方針の中で特別支援教育の活用方法について研究するものとしておりますので、今後その中で、今、山田委員からもありましたように教科書のあり方であったり、子どもたちの個に応じたカスタマイズのあり方であったりとか、それについてはタブレットの研究を通して校長会とも連携しながら有効な活用について、特別支援教育についても研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第45号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

では、暫時休憩いたします。

午後 2 時 39 分 休 憩

午後 2 時 40 分 再 開

○木村教育長 では、休憩を閉じまして会議を再開します。

○木村教育長 日程第4 議案第39号 令和3年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 私から、議案第39号 令和3年度西東京市教育委員会の主要施策、について説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育計画における38の施策のうち、令和3年度で教育委員会が取り組む主要な14施策16事業として掲げているものでございます。

恐れ入りますが、議案書に添付してございます冊子の表紙をおめくりください。

見開きページの左側には西東京市教育委員会の教育目標、右のページには主要施策の位置付け、また令和3年度の主要施策についての概要の説明を掲載してございます。

1枚おめくりください。こちらは目次になってございます。下段の注記にもございますように、教育計画上の「基本方針・方向・施策」を番号で表示してございまして、主要施策に基づく主要事務事業名を標題としてございます。

1枚おめくりください。こちらでは見開きで、西東京市教育計画の施策の体系を示してございます。太字の施策が令和3年度の主要施策となっております。

基本方針の1番目、1ページの上でございます。基本方針の1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」では五つの事業を主要事務事業としてございます。基本方針2、「子どもの『心の健康』の育成に向けて」では2事業を主要事務事業としてございます。

2ページ、上側3番でございしますが、「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」、こちらからは6事業を主要事務事業としてございます。4番目、「『学び』を身近に感じ『学び』を実践できる社会の実現に向けて」、こちらからは3事業を主要事務事業としているところでございます。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。こちらは施策シートの見方でございます。

上の段組にございます基本方針・方向・施策、施策の方向性、取組事業の概要には、こちら策定しています教育計画の内容に基づくものが記載されているというところでございます。そしてその下、具体的な取組というところでございます。こちらにつきましては、事業の予算額には事業に基づく令和3年度の事業の内容ですとか、その予算額を記載させていただいてございまして、一番下の段組でございしますが、こちらでは毎年度実施している点検・評価報告書を作成する際の参考としてございます事業評価に係る参考指標等として、定量的及び定性的指標の基準を統一し、その指標を視覚的に理解できるように図等を採用して表示しているという内容のものでございます。

それでは、事業につきまして何点か説明させていただければと思います。

隣の4ページを御覧いただければと思います。

こちらが基本方針1、「子どもの『生きる力』の育成に向けて」の中の方向の1、「社会の変化に応える確かな学力の育成」、その中の施策の③、「教育の情報化による学習指導の質の向上」に基づきまして、今回、主要事務事業といたしまして、「情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（GIGAスクール構想）」、こちらはGIGAスクール構想と内容が関係しているものでございます。こちらにつきましては、主要事務事業としているところ

でございます。内容といたしましては、研究指定校を中心に、1人1台タブレット端末を活用した授業の研究を行っていくというもの。また各校におきましてGIGAスクール推進教師を中心に、ICT活用能力の向上ですとか、また情報モラル教育、こういったものの充実を図っていくというものでございます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。

こちらは基本方針1、方向4、施策③でございますが、「中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実」でございます。こちらにつきましては、けやき小学校に市内で4か所目となる特別支援教室の拠点校を、またひばりが丘中学校に市内で4校目となる中学校特別支援学級の新設を行っていくという内容のものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして9ページでございます。

こちらは基本方針2、方向1、施策の②でございますが、「保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実」でございます。特に不登校の児童・生徒につきまして、その保護者の不安を受けとめ、必要な情報提供をする場を設けるなど、様々な教育資源を活用しながらニーズに応じた対応を図っていくというものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

基本方針2、方向2、施策③、「早期対応の充実」でございますが、スキップ教室、ニコモルーム等の不登校支援に関する機関それぞれの特徴を最大限に引き出しながら、一人ひとりの自立に向けた成長及び保護者への支援、こういったところを強化していく拠点を作っていくという内容のものになってございます。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

こちらは基本方針3、方向1、施策④の「ICT環境整備（GIGAスクール構想）」でございます。こちらでは市立小・中学校の各教室で同時に大型提示装置を利用できるようにしまして、指導者用デジタル教科書の活用を図ることで各教員によるスムーズかつ効果的な授業展開を可能にするなど、より質の高い授業を行う環境を整えていくという内容のものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして13ページでございますが、こちらが基本方針3、方向1、施策⑤の「学校施設個別施設計画の策定」でございます。こちらでは、昨年度策定いたしました学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づきまして、学校施設個別施設計画の策定を進めるというところでございます。これとともに猛暑等の対策、また良好な教育環境を確保するために市立小・中学校で空調設備の設置を行っていくという内容のものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

こちらが基本方針3、方向3、施策①の「地域学校協働本部の研究」及び「コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究」でございます。令和3年度につきましては、モデル校といたしまして市立小・中学校各1校ずつ、けやき小学校と明保中学校になりますが、こちらのほうでコミュニティ・スクール、また地域学校協働活動を展開していくという内容のものになってございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

こちらは基本方針4、方向3、施策①でございます。「市民活動団体への支援、相談」でございますが、こちらは耐震改修工事により田無公民館休館期間中にはなりますが、「田無公民館つながるプロジェクト」を実施いたしまして、新たな地域コミュニティの形成につなげていくという内容のものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

こちらは基本方針4、方向3、施策①または施策②、両方にまたがるものでございますが、「中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス」でございます。構造躯体の耐震補強等利用者の安全確保、照明設備のLED化等省エネルギー型の機器への更新、また外壁改修等劣化箇所の修繕及び更新を行っていくというものでございます。休館期間中の代替サービスも併せて行っていくという内容のものになってございます。

こちらの主要施策につきましては、令和3年教育委員会第5回定例会で承認いただきました令和3年度の教育関係の予算ですね、こういった形で——令和3年第2回の市議会定例会のほうで既に予算案は議決されているというものでございまして、そちらの議決に基づきましてこういった事業を展開してまいりたいというところで考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 山田委員 確認したいんですけれども、9ページと10ページの「保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実」と「早期対応の充実」、これの事業予算額と内訳が全く同じなんですけれども、この予算内で二つの施策が行われるのか、それともそうではないのか教えていただけますか。
- 宮崎教育支援課長 両施策とも教育相談事業費の総額になっております。全ての事業が関連しているために分割するのが難しいという事情がございまして、このような形で予算額を計上させていただいております。
- 山田委員 ということは、両方の事業をこの予算でやるという理解でよろしいですね。
- 宮崎教育支援課長 はい。
- 山田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 今井委員 一つ教えてください。14ページの「放課後子供教室」なんですけれども、全ての学校の内容が充実していくといいなというふうに思うんですが、今は学校によって結構差があるように感じているんですけれども、その辺はどのようにしていくとかというものがもしあれば教えてください。
- 和田社会教育課長 放課後子供教室についてお答えいたします。まず学校における取組の差といったものですけれども、管理者を対象とした会議を定期的実施しております、その中で先進事例の紹介ですとか、あと各団体間の情報交換を進めながらそういった取組の平準化進めていこうと考えております。

また、コロナ禍の状況がありますので、実施が困難な団体等があるようでしたら、定期的に管理者の方と報告書の提出のやり取りのタイミングがありますので、そういった中でヒアリング等を行いながら取組の充実を進めていきたいと考えております。

以上です。

○木村教育長 よろしいですか。

○今井委員 はい。

○服部委員 6ページの図書館のことでお尋ねいたします。子ども読書活動推進計画策定記念イベントが7月に大体骨子等々が決められてという時系列的な計画も見えるんですが、どのようなものになるか教えていただけますか。

○徳山図書館長 子どもの読書環境整備の中の、西東京市子ども読書活動推進計画策定記念イベントの講演会ですが、予定としておりますのは、令和4年の1月下旬に開催する予定で準備しております。この中で講演会のほうを主に集大成という形で計画をしております、ある絵本、読み物の作家に交渉している最中でございます。またこのときに各市の保育園や児童館等、あと市内の地域で活動していただいております団体さんを含めた活動のパネル展示等も含め、そういったものも一緒に計画しているところでございます。

以上となります。

○服部委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 それでは二つほど質問になります。

1点目が4ページになりますけれども、情報リテラシー、情報モラル教育、まさにこの部分の充実というのが急がれると思います。おかげさまでICT環境とかタブレットの配布は進んで、皆さんで利活用という面ではコンテンツを含めて格段に進んでいると思いますし、子どもたちのスキルも向上しているし、学校以外でも大変使う機会が多いと思います。そういう意味ではICTによるいわゆる教育の場面だけじゃなくて、やはりSNSを含めた情報モラルとリテラシーの育成というのは進んでいかないといけないという気がしますので、ここは予算ももう少しつけていただいて、短期集中的に子どもたちにこの部分をしっかり押さえていかないと今後、一過性のものじゃないし、彼らも大人になっていく段階でやはり重要なことなので、ここにもう少し力を注いでいただければいいのかなという気がいたしております。それが一つです。

それからもう一つ、幼・保・小学校の連携のところ、就学支援シートの部分ですけれども、ここは以前から連携を進めるということでシートの活用を確かされていますよね。そういう意味でこれが現在どこまで、100%行けば一番いいと思うんですが、進んでいるんでしょうかということと、それを進めていくための障害とかがいろいろあるし、それから内容も、なかなか切れ目のない支援までいかない部分があるようですので、中身をもう少し洗い直す必要があるんじゃないかという気もしていますけれども、そこら辺はどう取り組まれているかというのをその2点、よろしくお願いします。

○山縣教育指導課長 今、委員から御指摘ありましたように、今GIGAスクールについて、タブレットの活用については、西東京市はトライ・アンド・エラーをキーワードにしながらまず挑戦で教師も子どもも授業実践等しているところでございます。と同時に平行して、これまでもSNS東京ルール、またSNS学校ルールを定めて、SNSの活用に関するルールづくりや、またそのモラルの向上についてはこれまでもやってきました。

ただ、今御指摘がありましたように、タブレットは学校だけにとどまらず家庭等でも活用

することから、子どもだけではなく保護者の協力が必須でございます。このあたりは先般、近日 YouTube等で流す予定でございますが、教育指導課で作成したタブレット活用のお願い等を流させていただきます、保護者にも御協力をいただくといたところで啓発をまいります。

また、都度の指導も大切なんですけれども、やはり校長会と連携してどのようなことができるのか、またもう一つは、子どもたち自身が決めたものは子どもたちがしっかり守りますので、児童会、生徒会を活用した取組もこれからやっていく予定でございます。そういった子どもからの発信を大切にしながら、指導と子どもたちの発想の両面で、この充実と様々な事故の未然防止を図っていきたくと考えているところでございます。

以上でございます。

- 荒木統括指導主事 就学支援シートの活用等についてでございますが、現在保護者の方から御提出いただいている提出率については手元に数字がない状況でございます。大変申し訳ございません。

それから課題についてでございますけれども、理解促進というところには、私どもも課題を感じているところでございます。現在、教育指導課の特別支援教育係の職員が、時期になりましたら市内の保育園・幼稚園を回って、こういったシートがありますということを説明をして保護者の方にお渡しいただくように説明をしているところなんですけれども、今度は更に保護者の方に直接発信するような方法を考えておまして、現在市のツイッターで様々な発信ができますので、市のツイッターを使ってこういった就学支援シートというものがあるということとか、これがそのように使われるのかということとを直接保護者の方に説明するようなことを考えております。

内容でございますけれども、現在入学した後にすぐに、4月の当初から支援ができるような内容を書いていただいておりますし、それから入学後の教育支援ファイルに生かす個別の教育支援計画などに生かせるような内容になっており、そういったところは教育支援アドバイザーが学校を巡回したときに課題を聞き取って、内容の改善の反映につなげております。

今後も子育て支援部と連携いたしまして、保育園の職員方、保育園の先生方とも連携をいたしまして進めてまいりたいと思っておりますが、今年度秋には市内の公立保育園の園長先生10人全員が市内のGIGAスクールの授業の様子を見学していただくお約束もしておりますので、そういったことも通して保育園や就学前のことと学校の教育とつなげていけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 ありがとうございます。
- 服部委員 今おっしゃった保育園の園長先生がせっかく小学校の見学をなさる機会があったら、できたら私は特別支援の様子も是非見ていただけるといいなと思い、これはお願いです。
- 荒木統括指導主事 御指摘どうもありがとうございます。今回初めての試みでございまして、保育園のほうからは是非GIGAスクールを見たいということの御要望があったので見ていただこうと思ったのですが、特別支援学級であったり、特別支援教室であったり、ことばの教室であったり、そういったことも見ていただくような機会を設定してまいりたいと思っております。

御指摘どうもありがとうございます。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。先ほど御意見、御要望も含めて何人かの委員からも出していただきましたけれども、ほかの委員の方も含めて何か御意見、御要望ございますでしょうか。

- 今井委員 15ページの「地域学校協働本部の研究」のところなんです、学校と地域、それからコミュニティ・スクールとPTAとの連携・協働などが、つながりというのがテーマになっていると思うんですけども、PTAとか保護者の会の規模でもそもそもどうしてこういう団体があるのか、活動するということはどういうふうにつながっていくのかという本当に基本の根っこの部分なんですけれども、その辺を今問われている時期に感じています。

例えば市の関わりで言うと、PTA保護者の会連絡会ですね、P保連がありますが、これも前に自分がPTAの役員として関わってきたときに各校の会長さんが、自分の学校だけでも取りまとめが大変なのに、どうして全体の集まりにまで出る必要があるのかということをお聞きして、それを説明しながら集まる回を重ねていくうちに、最後に市との懇談会まで経験すると、学校の取りまとめもちろん大切なんです、一番大切なのはP保連だったんじゃないかというふうに思ってもらえるようなくらい、つながりとか協力することが子どもたちの安心・安全につながるというふうに理解というか、そういうことを知ることができたように思っています。

なので、連携とか協働というときに抽象的な言葉で言うんじゃなくて、根っこというか基本的な部分でどうしてこういうことをするのかとか、こういうことをすることがどういうふうにつながっていくということを毎度毎度頭にインプットできるぐらい伝えていただくと理解が広がっていくのかなというふうに思いますので、是非よろしくお願いします。

- 木村教育長 では、御意見ということで、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第39号 令和3年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第5 議案第40号 西東京市立学校設置条例附則第5項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 大谷学務課長 議案第40号 西東京市立学校設置条例附則第5項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、につきまして説明申し上げます。

本議案は、ひばりが丘中学校の位置につきまして、現在地の期限を令和3年8月29日と定めるものでございます。

下段の提案理由を御覧ください。西東京市立ひばりが丘中学校の新校舎への移転までの期間につきまして、西東京市教育委員会規則で定める必要があるためでございます。

今後の予定につきましては、本規則をお認めいただいた後、夏季休業期間中に引っ越し作業等を行う予定でございます。

なお、本規則の施行日につきましては、公布の日からといたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第40号 西東京市立学校設置条例附則第5項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 議案第41号 教育財産の用途廃止について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○名古屋教育部主幹 議案第41号 教育財産の用途廃止につきまして説明申し上げます。

理由につきましては、老朽化したひばりが丘中学校校舎等の解体に伴いまして、建物等の用途廃止について市長へ申し出る必要があるため、西東京市公有財産管理規則第32条及び西東京市教育財産管理規則第29条の規定により市長に申出を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、申出の写しを御覧ください。

1の対象財産といたしまして、名称はひばりが丘中学校、用途は中学校、所管元は教育部教育企画課でございます。種類については建物となりまして、延べ面積が7,233平方メートル、校舎棟、体育館、屋外プール、付属棟などがございます。構造につきましては、主なものといたしまして、校舎棟が鉄筋コンクリート造地上4階建てでございます。

2の財産異動日につきましては、令和3年8月29日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 教えていただきたいと思います。多分解体して教育財産から普通財産になるということだと思えるんですけども、異動日というのは解体した後で、更地になった日のことになるのでしょうか。それと、更地にするとした場合に、跡地の利用計画は今後の検討ということになるんですか。

○名古屋教育部主幹 8月29日につきましては、建物がなくなりますよという申出になりますので、それからの解体になりますので。

○米森教育長職務代理者 決まっていないんですね、解体は。解体の日程は――。

○名古屋教育部主幹 解体は今まだ建物がありますので、実際にこれから解体工事を発注して実際に物がなくなるのは、工事費がかかりますので議会の承認をいただく事業になります。議会の承認をいただいてから約2年間、解体工事を実施した後が更地になるというイメージになります。更地の今後の計画はまだあと2年解体期間がありますので、その間にどのようにするかというのは決めていきたいと考えております。

○米森教育長職務代理者 そうすると、財産異動日というのは帳簿を変える日というか、とい

うことで、その日を期して変えますということでもいいんですか。

○名古屋教育部主幹 一応建物が廃止になりますということでの申出の期日です。

○米森教育長職務代理者 そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○山田委員 興味本位になっちゃうんですけども、建替えのときにはそんなに解体に、古い校舎の解体に2年もかかるのはちょっとイメージが湧かないような気がするんですけども、建替えじゃなくて今回のように廃校にしちゃって解体する場合は何か違うんですか。中原小学校なんかは割と早い間にできちゃいましたよね。

○名古屋教育部主幹 基本的には解体ですので校舎の大きさや規模によって期間は多少違ってくるところがございまして。中原小とひばりが丘中についてはアスベストという材料の含まれ方の違いがございまして。期間については、市長部局に依頼して、考えていただいているというところございまして。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございせんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第41号 教育財産の用途廃止について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第42号 西東京市立けやき小学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について及び日程第8 議案第43号 西東京市立明保中学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分については、関連する内容が含まれることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 私からは、議案第42号及び第43号につきまして、提案理由等を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立けやき小学校学校運営協議会委員及び明保中学校学校運営協議会委員の任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定に基づき専決処分を行いましたので、同規則第6条の規定に基づきまして報告を行うものでございます。

恐れ入ります、それぞれの議案を1枚おめくりいただきますと、専決処分書がございまして。こちらはそれぞれの学校の学校運営協議会委員の任命についてというものでございます。

委員の氏名及び区分は記載のとおりでございまして、けやき小学校のほうですと9名の方を学校長の推薦に基づきまして委員の任命をさせていただいたという形になってございます。

また、明保中学校のほうにつきましては、こちらは7名の方の委員を任命させていただいてございます。委員の氏名及び区分は記載のとおりでございまして、任期は令和3年7月1日から令和4年3月31日までとなっております。

この学校運営協議会委員の任命につきまして、6月30日付で専決処分書のとおり専決処分

を行いましたので、本議案をもって報告をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。これより一括質疑を行います。

○服部委員 それぞれお名前が並んでいますが、この中にコーディネーターに決まった方がいると思いますが、その方が協議会会長というふうになるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 それぞれ推進員の方、いわゆるコーディネーターの方、お願いをしております。けやき小学校のほうですと長谷川和子様の方にお願いしております。明保中学校のほうは矢野真一様です。お二方とも「対象学校の運営に資する活動を行う者」という区分で任命をさせていただいているところでございます。

こちらの方々につきましては、必ずしも会長という形ではございません。会議のほうに実際に入らせていただきましていろいろな御意見をいただく中で、今後の地域学校協働活動につながるようなところ、そういった部分を把握していただくようなイメージになってございます。

以上でございます。

○山田委員 以前説明があったのかもしれないんですけども、小学校の委員と中学校の委員で人数や区分の違いがあるのは何か理由があるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 こちらは、規則上は10名以内という形にさせていただいておりますので、特に何人にしなければならないという形で学校のほうに規定があるものではございません。

こういった中で学校運営協議会を運営していくに当たりまして、学校長のほうから推薦をいただく形になってございまして、このたび推薦いただいたのがこちらの議案の人数という形になってございます。

こちらの選定に当たりましては、やはり今までのいろいろな協力していただいている活動がございましてそういったところですか、あともともとございます学校運営連絡協議会ですね、そういったところを発展的に実施していくものになりますので、そういったところでやはり各学校によって状況は少し異なる部分が出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 わかりました。そうすると、今後この二つの学校から拡大していくときには、学校ごとに構成も独特なものができる可能性があるということですね。

○掛谷教育企画課長 委員お見込みのとおりでございます。

○山田委員 そうすると、もう1点なんですけれども、ここの「教育委員会が必要と認める者」というのがあるんですけども、これは学校ではなくて教育委員会だということになると、この選考の仕方とか理由について何か特別なものがあるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 教育委員会の規則によりまして、どういった方々から選ぶというところを規定させていただいているところでございます。任命するのは教育委員会という形になりますが、特に学校のほうでもいろいろな既に御協力いただいている方の中から選んでいただきたいということではございますので、その他いろいろな活動をされている方というような意

味合いで教育委員会が認める者という形にしてございます。

○今井委員 ちょっと山田委員の質問とかぶっちゃうかもしれないんですけども、けやき小学校のほうには保護者の方がいらして明保中のほうは保護者の方がいらっしやらないのは私もちょっと気になったんですけども、このまま任期の中では、保護者の方は明保中は入らない予定ですか。

○掛谷教育企画課長 本年度につきましては現状この形で運営協議会のほうを実施していく予定となっております。場合によりましては追加でということもあるかとは思いますが、現状としては今のところそういったお話はございませんで、そのかわり地域の民生委員の方ですとか、地域で御活躍されていて子どもたちの様子も御覧いただいている方、こういった方々を委員にしているというような状況で聞いております。

以上でございます。

○服部委員 私の認識では、今全ての小学校に学校運営連絡協議会があり、委員さんがいらっしやいます。それから学校施設開放運営協議会があり、そこにも委員さんがいらっしやいます。その中で、けやき小においては学校運営連絡協議会、そこでは学校評価をしたりしたと思うんですが、それと、今回けやき小に関しては学校運営協議会が関わるという認識ですか。

○掛谷教育企画課長 既に各学校には学校運営連絡協議会がございまして、その中で学校評価をしていただいております。今回こちらの学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを設置する学校については学校運営連絡協議会から移行している形になってございます。学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールのほうもやはり評価をお願いするような形になってございますので、そういったところも含めてこちらの会議のほうをこれから運営していくという形になってございます。

○服部委員 それで、地域学校協働活動推進員が、例えばけやき小においては長谷川さんであり、長谷川さんはこの地域学校協働活動推進員、コミュニティ・スクール推進員でもあるということでしょうか。ごめんなさい、それで、その立場で学校運営協議会の一員として関わるというお立場になるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 いわゆるコーディネーターの方につきましては、委員としてこちらの学校運営協議会のほうに入っております。こちらの学校運営協議会のほうで地域の方々とどんな学校にしていくんだとか、地域にこういった課題があるんだというような話合いをしていただきまして、どういう地域を目指していくんだというような方向性をここで話合いをしていただきます。コーディネーターの方はそのお話を認識された上で、ではどういった形で活動につなげられるかというところのコーディネートをお願いするような形になりますので、コミュニティ・スクールの推進員というところではなくて、こちらの議論をどうやったら活動につなげられるかというような橋渡しをしていただくようなイメージになります。

○服部委員 では、学校運営連絡協議会の年間開催回数と、それから長谷川さんが推進員とされたときに推進員の方の連絡協議会というか、推進員の方がそこで吸い上げられたものをどのような形にしていくという推進員としての会議というのが別にあるのでしょうか。もしあったとしたら、それは年何回でしょうか。

○掛谷教育企画課長 学校運営連絡協議会の回数ということで、御質問だったと思います。

○服部委員 はい。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、各学校現状だと2回もしくは3回程度行われてございます。今回の学校運営協議会につきましては、年6回ほどを想定して予算取りをしているというところでございます。

○和田社会教育課長 地域学校協働活動でのコーディネーターの会議といった形なんですけれども、コーディネーターの方はそういった会議の開催という形ではなくて、現状では活動全般を想定しておりまして年間一定の時間数を設けまして、その中で会議ですとか、関係団体の連絡ですとか、企画したりですとか、そういった活動全般に対する枠を設けている状況です。

以上です。

○服部委員 最後に一つだけ。では、コーディネーターになられた方がそのことについていろいろ形にするために相談したりする相手というか、場というか、そういうのだけ教えてください。

○和田社会教育課長 相談する相手につきましては、基本的には学校の副校長を中心とした方ですとか、具体的な授業等で活用するようでしたら各担任と調整した上で関連する地域の団体と橋渡しをするような流れとなっております。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 一つだけ質問させてください。運営協議会の中身につきましてはですが、ここを見ますと対象学校を基軸に分けてありますが、整理の仕方なんですけれども、やはり前から学童と学校活動を分けていたのはわかります。それぞれ系列が違うののではわかりますけれども、せっかくそういう意味で運営協議会を設けてやる場合には児童・生徒という意味では同じかなと。学びがないだけで同じようなことなので、この学童の取り扱いをどうするかというのがちょっとまだ私の中で整理し切れていませんし、この中で対象学校の児童・生徒の保護者という部分のくくりではひょっとしたら入ってくるかもしれませんけれども、そういう部分の広がりですかね。そういうところはどういうふうには整理されているのか、ちょっと見えないので教えていただければと思います。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、学校運営連絡協議会につきましては、学校の課題ですとか地域の課題、どういった子どもたちを地域で育てていくかというようなところのお話をいただく形になります。その中ではやはりいろいろな課題が出てくるんだというふうに考えてございます。例えば見守りの関係ですとか安心・安全ですね、そういった部分ですとか、授業の内容ですとかというところもあるのかなと思います。

その中で、やはり今お話しいただきましたような、例えば子どもの居場所ですとか、学童ですとかというお話が出てきた際には、そのところについて地域でどうできるかという話合いをこの中でするような形になろうかと思っておりますので、現時点で学童をどうするかというような整理をこの中で行うという段階のものではないのかなというふうに認識してございます。今後の話合いの中でもしそういったところが課題として出てくれば、それに関係する委員の方が入ったり、事業展開につながったりということになっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。基本的に、学童含めて放課後教室で学びを入れようとか一緒にやっというのが流れだったような気がするんですね。そういう意味では最初からやっぱり入れて議論するようなことにしたほうがいいかなと。校長先生が学童についても十分理解されている、施設の中で連携しているというのでわかるかもしれませんが、今まで多分全然別途、採用の形態も、学童をする方も別のところで採用してやっていますよね。だから多分、そこら辺はあまり情報がなかったんじゃないかなという気がするものですから、できれば一緒になって、校長先生がそこを理解して的確に指示したり問題提起されればいいんですけども、こういう形の協議体ができるのであればオブザーバーでもいいけれども、広目に拾うのも一つかなという気がしたものですから質問しました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第42号 西東京市立けやき小学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第43号 西東京市立明保中学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○木村教育長 日程第11 請願第1号 東京オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦プログラムについての請願、を議題といたします。本議案は前回からの継続案件となっております。事務局から補足説明等ありましたらお願いいたします。

○山縣教育指導課長 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における児童・生徒の競技観戦、学校連携観戦プログラムについては、新型コロナウイルス感染症や熱中症の不安が拭えないことから、児童・生徒及び教職員の安全・安心を第一に考え、本市は7月5日に参加の見送りを決定いたしました。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック教育を体験できる機会の代わりとして、動画や色紙などによる応援メッセージの全校作成発信や、2学期にパラリンピック大会を各学校の教室等において応援するなどの取組を小学校長会、中学校長会と連携を図りながら行い、児童・生徒一ひとりにとって、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が思い出深いものになるようにしてまいります。

以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。説明にあったとおり、既に中止の決定をしたところでございます。したがって、請願第1号につきましては採択されたものとみなすことにした

いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木村教育長 異議なしと認めまして、請願第1号 東京オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦プログラムについての請願は、採択されたものとみなします。

-
- 木村教育長 日程第12 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和3年西東京市議会第2回定例会報告、説明をお願いいたします。

- 飯島教育部長 それでは、私のほうから、令和3年市議会第2回定例会に関しまして報告させていただきます。

令和3年市議会第2回定例会は、5月28日から6月22日まで開催されたところでございます。

初めに、教育委員会に関わる条例等付議案件につきましては、西東京市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件がいずれも同意をされたところでございます。

次に、請願・陳情関係につきましては、今回、教育関係はございませんでした。

次に、代表質問、一般質問につきましては、5月31日から6月3日までの4日間行われました。教育関係では、6会派22名の議員から御質問をいただいたところでございます。

主な内容でございますが、今回の定例会では、地域と学校との連携・協働について、GIGAスクール構想について、下野谷遺跡の活用について、特別支援教室「4校体制」についてなどの質問をいただいたところでございます。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照いただければと思います。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

- 木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画(令和3年度～令和5年度)、説明をお願いいたします。

- 名古屋教育部主幹 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画(令和3年度～令和5年度)、につきまして報告いたします。

本計画につきましては、西東京市立学校施設につきまして、計画的に老朽化対策を進めていくために市長部局とも検討を行い、「西東京市総合計画」「西東京市教育計画」「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」と整合性を持った計画としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。目次でございます。1から6の構成となっております。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。

1ページにつきましては、計画策定の背景と計画策定の必要性をお示ししているところでございます。昭和40年代から50年代にかけて多くの学校施設が建設され、厳しい財政状況のもと、施設を更新する時期を迎えつつございます。その中でも、親子方式ではござい

すけれども中学校の完全給食の整備や、普通教室、特別教室に空調設備を設置してまいりました。また、ひばりが丘中学校及び中原中学校につきまして、建替事業を実施しているところでございます。

学校施設の環境整備につきましては適切な老朽化対策が求められて、老朽化対策を進めるに当たりまして、学校施設の適正配置、学習指導要領や特別支援教育などの学習環境の変化に応じた適切な施設規模・整備内容に係る検討が必要であり、加えて教育環境の質的向上と安全・安心な教育環境の整備を図りつつ、地域や時代のニーズに即した視点も求められております。厳しい財政状況において老朽化対策を進めるに当たりまして、これらの諸問題を整備内容に反映しつつ計画を策定し、進行管理することが必要となると考えております。

2ページを御覧ください。

4の計画の期間につきましては、計画の令和3年度から令和5年度までの3年間としております。

5につきましては、学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造に係る基本的な考え方についてお示ししているところでございます。

4ページを御覧ください。

6につきましては、建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画表でございます。小学校、中学校の3年間の計画をお示ししているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)令和2年度教育相談状況、について説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 それでは、令和2年度教育相談状況について報告させていただきます。

資料、令和2年度教育相談状況をお願いいたします。

まず、1、相談種別ごとの状況でございます。左軸縦軸に相談種別として四つの種別に分け、それぞれ横軸に件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数となっております。終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから一般教育相談のみに記載し、また件数などが前年、前々年度を記載することで対比できるようにしております。

それでは、種別ごとに報告させていただきます。

まず、一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来室し、心理カウンセラーによって行われる相談で、件数567件、うち新規271件、相談延べ回数9,411回、終結件数245件になります。主な内容としましては、適応指導教室入室関係の相談、不登校、学業不振などとなります。件数では前年度比6件、1%増となっております。

次に、電話相談でございます。件数160件、相談延べ回数303回、主な相談内容といたしましては、不登校、学業不振、しつけ・育て方などの相談となります。相談の中には匿名での相談もございます。ここでは電話のみの相談を記載しております。電話相談から来室につながることもあり、その場合は一般教育相談の件数に移行することから、電話相談の件数には含めておりません。件数では前年度比19件、11%減となっております。

続きまして、緊急・臨時相談でございます。主に学校長、教員からの相談、また子ども家

庭支援センター、児童相談所など、他の関係機関との連絡調整になります。件数480件、相談延べ回数2,034回。主な内容といたしまして、不登校、虐待、親子関係の相談となります。件数では前年度比97件、25%の増となっております。

最後に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカー派遣等による学校への支援になります。この中にはケース会議なども含まれます。件数915件、相談延べ回数3,261回となります。件数では前年度比259件、39%の増となっております。

相談全体の合計2,122件、相談延べ回数1万5,009回でございます。昨年度との比較として、数値の変化といたしましては前年度比343件、19%の増加、引き続き増加傾向でございます。

一般教育相談におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の休業期間5月まで来所による相談業務を縮小したため新規件数が減少いたしました。しかし、相談回数が前年度比1,077回、13%増となっており、1件の相談における対応回数が多くなっていると言えます。

緊急・臨時相談において増加した内容には、不登校、虐待、親子関係、自殺念慮・自殺企図などがございます。これはコロナ禍における家庭状況や学校生活の変化による影響が大きいと捉えております。

スクールソーシャルワークにおいての件数の増加は中学校への定期訪問の回数を増やしたこと、またさらに休業期間中、子ども家庭支援センターから情報提供された要保護・要支援児童、不登校調査で把握した長期欠席者について小・中学校で状況確認、方針協議、関係機関への連絡調整等を行い、また定期訪問で継続的に対応したことによるものでございます。

裏面は相談の主訴別に集計したものでございます。御参照いただければと思います。

令和2年度教育相談状況は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4) 令和2年度不登校児童・生徒に関する調査報告、説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 続いて、令和2年度の不登校児童・生徒に関する調査の報告をさせていただきます。

1の学年別不登校件数は、不登校児童・生徒の学年別件数を3年比較で表にしたものでございます。

不登校とは、文部科学省の定義に基づき、年間で30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある場合を言います。長期欠席者のうち、病気や経済的理由、また保護者の考え方、海外等への長期滞在などはその他として、不登校とはみなしません。

令和2年度は小学校89件、中学校171件、合計260件となっており、前年度比22件の増となっております。小学校の不登校が23件増えております。昨年度の不登校の背景には、知的な課題による学習の問題が学年進行により顕著になったことや、コロナ禍における家庭状況の変化が影響したことによるものなどがございます。

2の対策を御覧ください。

(1) は、不登校児童・生徒に関する相談・支援・指導等の状況を示したものでございます。

また、(2)は、令和2年度の中1不登校未然防止委員会でございます。小学校から中学校にかけて急増されるとされる不登校に対し、未然に防止する対策でございます。休業期間中の4月、5月、第1回、第2回の委員会は中止となりましたが、その間スクールソーシャルワーカーが学校訪問の中で、小学校時代に不登校傾向を示した中1生徒について、小学校が作成した小中連携シートをもとに情報を共有し、具体的な支援として中学校の教員との関係作りを行うなど、未然防止に努めました。その結果、小学校時代に不登校傾向のあった中1生徒のうち半数以上は登校し続けたという成果がございました。

以上でございます。

○木村教育長 では、報告事項(1)から(4)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 教育相談に関してお尋ねいたします。裏に集計したものがあり、「おちつきなし」「情緒不安定」の数字がとても目立つのですが、一つはこういったことが、コロナという今のタイミングという意味ではあれなんです、私たちが学校訪問をさせていただいていたコロナ以前の様子を見ても、小学校における落ちつきなしとか情緒不安定というのが散見されてきて、私自身が同じ西東京市で子育てをしていたときの教室の様子と随分違う印象を受けており、また小学校長先生からもそういったことは明らかに増えているというお話をいただいています。

質問の一つは、そういったことの原因に当たるものを今ここで教育指導課長にお答えいただくというわけではなく、専門家の分析の中で後天的なもの、生まれつきのそういった疾病に関するものなのか、あるいは生育環境の中での問題があるのかという現時点での分析があったら教えてください。

あともう1点は、スクールソーシャルワーカーの方の件数の中に「しつけ・育て方」というところであるのは、相談した子どもの言った内容からそういうことを、そういうふうに分析されているのか、あるいは保護者の方がスクールソーシャルワーカーの方と接触されてこういうふうな数字になっているのかという2点を教えてください。

○宮崎教育支援課長 では、2点についてお答えいたします。

まず「おちつきなし」の背景ですけれども、御指摘のように、育ちの中での事柄もありますし、またお子さんの発達の特徴としてそういう状況になっている場合もございます。学校の中で見ている段階では、その見立てがなかなか難しいところがございます。いわゆる発達障害的なことが予測されるか、それとも例えば親子関係、家の中が落ちつきがないことの影響としてお子さんのほうに出ているということもございますので、そのあたりはかなり重要なことになるため慎重に見立てていくということをやっております。それが両方合わさっているということもございます。背景によって手だてが異なりますので、そこはとても慎重に見ているところでございます。

それから2点目のスクールソーシャルワーカーについてですけれども、これは主に教員からの相談が多いです。教員から見てしつけ、特に今回、この数が多くなっておりますが、家庭にいる時間が長かったことからそのあたりが心配になる、また保護者の方がそういうことを心配して教員に相談してくる。そこをバックアップする形で教員の相談に乗ったり、直接保護者にお会いすることもあります。対応の仕方について助言をさせていただいて、それを

教員のほうがまた保護者との話し合いに活用すると、そんなようなことが多くございます。

以上でございます。

- 服部委員 ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーがとてもそういう形で機能していらっしゃるのにはすばらしいなと思います。

それから先ほどおっしゃった育ちの中と発達障害ということに加えて、ちょっと今こういったICTの環境が広まる中で、本来の人間が育つ環境じゃないような状態があり得るかなと思ひ、私はすごく未就学の、特に生後数年間の人の育ちというのがとても気になっているものですから、そういったことも可能性としてあり得るということで、先ほどからあった公民館も図書館もみんなで取り組んでいる親の子育てへの関わりというのが一連のこととして捉えられていたらいいなと思ってお尋ねしました。ありがとうございます。

- 後藤委員 不登校児童・生徒に関する調査報告の中で、2番の対策の(2)令和2年度 中1不登校未然防止委員会の内容なんですけれども、もちろん新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったこともあるかと思うんですが、例えば仮に開催されたとして、あるいは今年度取り組む中でいわゆる地域ブロックごとの情報交換というのが3回ほどあるんですけども、こういった情報交換というのはやはりどのような対応をしていくのか、どのようなケースはどのように関わっていったらいいのか、様々な貴重な取組やポイントがたくさんあるかと思ひます。そういったものは学校のほうにどのような形で還元されているのかを教えてくださいませんか。

- 宮崎教育支援課長 不登校未然防止委員会には、小学校は教育支援コーディネーター、中学校は中1不登校未然防止委員が全校から参加しております。なのでブロック別は、中学校区ごとに先生が直接小・中で情報交換をし合うということになります。中1の最初の段階でまだあまりお子さんの状況、また御家庭の状況がわからないところで、小学校時代に6年間かけてどんな指導をしてきたか、どういうことをするとお子さんが安心するか、かなり具体的な情報交換ができますので、中学校から大変貴重な情報ということで丁寧に対応することができるという成果がございます。またそれを学校に持ち帰りまして第1学年で共有しているという状況を聞いております。

以上でございます。

- 山田委員 教育相談ですけれども、児童や生徒からの相談数というのは、この中のどのぐらいになるのでしょうか。

- 宮崎教育支援課長 基本的にまずほとんどの相談、例えば一般教育相談に関しましても、申込みは保護者からとなっております。保護者から申し込まれたものの中でお子さんと直接対応したほうがいいと思われるケースに関しましては、お子さんも来ていただいて毎週1回のプレイセラピーやカウンセリングを行うなどしております。具体的な数字ではないんですが、大体3分の1ぐらいがお子さんも来室している状況でございます。

- 山田委員 ありがとうございます。ちょっと忘れちゃったんですけども、子どもが相談できるところができましたよね。それはここには集計されていないですか。

- 宮崎教育支援課長 今おっしゃっていただいたのは、子ども相談室だと思います。これは子育て支援部の所管になりますので、ここには反映してございません。

- 山田委員 大規模改造等計画のほうなんですけれども、言葉がわからないので教えてください。空調施設のGHPというのとスポットバズーカ、これはどんなものなんでしょうか。
- 名古屋教育部主幹 GHP方式、リースというのは、ガスエアコンの空調機になります。スポットバズーカというのは、体育館の中に大型の換気扇みたいなイメージで、20メートルぐらいの風を起こすもので、バズーカ的なものに見えるのでスポットバズーカといいます。これは電気方式になるんですけれども、そのエアコンを設置するということです。
- 山田委員 そうすると、スポットバズーカはよくイベントのときなんか置いてあるようなものみたいな感じですか。
- 名古屋教育部主幹 大きさ的にはそういう大きさのものなんですけれども、ただ、設置する場所は壁に設置したり、床置きではなく、バルコニーという人が通る通路があるんですけれども、その部分に設置したりするようなイメージでございます。
- 山田委員 それは冷房も暖房もできるのですか。
- 名古屋教育部主幹 温度調整で調整するような機器になっております。
- 山田委員 騒音とかそういうのも問題ないですか。
- 名古屋教育部主幹 基本的に容量を大きくすると、他市の状況を確認してもちょっと音気になるということがございます。それは早い段階で空間を冷やしておいて、皆さんが集まるときには温度をもうちょっと低くして音を静かにするというようなやり方をしているというお話も伺っていますので、運営の中で調整していきたいと思っております。
- 山田委員 学校によってスポットバズーカとGHPのリースが違っていているというのは、それが設置できるとかできないとかということで違うんですか。
- 名古屋教育部主幹 電気容量の調査をしまして、電気容量が足りないところはキュービクルといって変電設備の工事が余計に費用がかかりますので、最初の段階で調査して、電気のできるのかガスでやるのかという調査をして、それでこういう形で決定しているところでございます。
- 山田委員 ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 不登校の関係で教えていただきたいんですけれども、対策の2番で相談・支援、いろいろな場面でいろいろ支援されていると思うんですが、不登校の生徒たち、学校に行かせるだけが解決じゃないといつも言われているようにそうだと思うのですが、こういう中で、例えばニコモルームでまた通うようになったという人はいいかなと思うんですが、ほかに相談を受けた子どもたちで、例えばオンラインでつながったら学びができるようになったとか、そういう格好で不登校ではあるけれどもオンラインであったら学びはできて、学びの保障みたいなものはこういう指導の中で最近どういう形になっているか教えていただければと思います。
- 宮崎教育支援課長 現在、GIGAスクールが始まりまして、実はスキップ教室、ニコモルームにもタブレットがありまして、その児童・生徒たちは学校から配布されたものを使いましてスキップの指導員と交流するということがございます。聞くところによると、そのようなことを学校の先生の中で同じような形でやっているところも、スクールソーシャルワーカーの学校訪問などでは聞いております。なので、まず私たちのほうでは、もしスキップに

来られないようなときには指導員とオンラインでつなげるということを今試みとして行っているところでございます。

不登校のお子さんの中で、タブレットを配布する日は学校に行って、それを喜んで持ち帰ったと。その日だけ行ったというような事例もございますので、あと保護者の方でなかなかつながりにくい方が、タブレットであれば少しおうちにWi-Fi環境もあつてつながれるという保護者もいらっしゃるのです、つながりのツールとしてまずは活用すると、そんなことを今やっております。

○米森教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。(1)から(4)の報告事項についての質疑は終了いたします。

引き続き、(5)西東京市立学校施設使用料の適正化について(答申)、説明をお願いいたします。

○和田社会教育課長 私からは、西東京市立学校施設使用料の適正化について(答申)、につきまして報告いたします。

本件につきましては、令和3年5月19日付で教育長から西東京市手数料等審議会に諮問され、6月15日に答申を得ましたので報告するものでございます。

答申本文でございますが、2点ございまして、ひばりが丘中学校の施設使用料について、市の基本方針に基づき原価計算を行った上で、施設の特性や他市の状況等を考慮しまして、別紙のとおり金額設定が妥当であるとの答申をいただきました。

2点目といたしまして、市内で使用料を設定しているけやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校の使用料の定期見直しにつきましては、据え置くことが妥当であるということの答申をいただきました。

裏面の別紙を御覧ください。

ひばりが丘中学校の1時間当たりの使用料でございますが、体育館の使用料につきましては、市外在住者等が使用するときは1,000円、市内在住者が使用するときは500円でございます。また、多目的室、特別教室につきましては、午前8時から午後9時まで、市外在住者等が使用するときは500円、市内在住者が使用するときは100円でございます。

なお、金額につきましては、市内で使用料を設定している他の学校施設と同程度の設定となっております。

本答申を踏まえまして、今後引き続き市長部局と調整してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(6)令和3年度西東京市公民館事業計画、説明をお願いいたします。

○高田公民館長 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第22条に基づき、毎年度実施すべき公民館の事業に関する計画を年度当初に委員会に報告するものでございます。

暫定予算期間の事業につきましては4月の定例会で報告しておりますが、今回本予算議決に伴い、改めて年度の事業計画を報告いたします。

表紙をおめくりください。

1 ページから 5 ページにかけて、本年 3 月に策定いたしました令和 3 年度から令和 5 年度の西東京市公民館事業計画及び基本理念、基本目標、基本計画を抜粋して掲載しております。令和 3 年度に実施いたします公民館主催講座につきましても、この基本理念、目標、計画に基づき計画実施してまいります。

恐れ入ります、6 ページを御覧ください。こちらは公民館の事業概要について記載しております。公民館の主催講座だけでなく、公民館保育室や市民企画事業、公民館だよりの発行などを通して市民の学びや団体、グループの活動支援を行っております。

7 ページを御覧ください。こちらは令和 3 年度の主催講座を対象別に一覧化したものでございます。こちらは再掲となっております、対象が被っているものもございませぬので、こちらは二重に再掲で出てまいります。

8 ページ以降は講座の概要を館ごとに記載しております。令和 2 年度までの事業計画は、この 8 ページ以降の各館の講座概要のみで構成されておりましたが、公民館が取組、中期の事業計画を策定したことを機に単年度の事業計画の構成についても見直しを行い、公民館が目指すところがわかりやすく市民に届くようにといったところでこのような構成を行ったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(7) 令和 3 年度西東京市図書館事業計画、説明をお願いいたします。

○徳山図書館長 令和 3 年度西東京市図書館事業計画について説明いたします。

お手元の資料 1 枚目をお願いいたします。

まず、1、基本理念といたしまして、「市民とともに学び、考え、成長する図書館をめざします」としまして、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

まず令和 3 年度の主要事業に関しましては、中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事の実施でございます。こちらは工事だけではなく、工事期間中の中央図書館のサービス機能の他館への機能の移転、また工事終了後、来年の 4 月以降の開館を準備するものも中に含まれてございます。

3、実施事業のところでございますが、こちらは「図書館計画（2019年から2023年度）」における六つの基本方針に基づいた具体的な取組を推進しております。

令和 3 年度の事業は次のとおりとなります。基本方針 1 から基本方針 4 ままでが主にサービス、利用者側に関わる場所のサービスになりますので、こちらの部分から抜粋して説明させていただきます。

まず基本方針 1、「資料の収集と保存の充実」といたしまして、こちらのほうは常時、新刊本の購入だけではなくて利用の多い書籍、その他汚れは破れ等のある書籍の買替え等を行っておりますが、それに基づいて入替えのほうも行っております。こちらに関しましては、まず中央図書館が現在休館しておりますので、中央図書館の資料は外部倉庫に預けておりますが、やはり利用の多いもの、またこの本はどうしてもほかのところでは手に入らないもの、そういったものはほかの 5 館のところで分散して設置しております。そちらの資料を市民の方が直接来館して見られるような形をとっておりますので、このような形で入替作業等を行

っております。

また、マルチメディアデイジーというものがございまして、こちらは昨年、谷戸図書館のほうで館内展示を行いました。こちら残りの館でも展示を行いたいと考えております。

基本方針2のほう、「すべての市民に活用されるために」といたしまして、こちらのほう、裏面になりますが、主なところでは、⑧の利用者用インターネットの環境整備を検討いたします。こちらは現在、利用者インターネットは駅4館の図書館でやっておりますが、こちらの環境について再検討いたします。

また、⑨のニーズに即した最新情報を提供するため、シニア支援コーナーの書架構成を再検討いたしますというところですが、シニア支援コーナーというものがございまして、こちらは柳沢図書館のほうで主に高齢者の方の支援、あとはシニア世代のこれからの生き方とかそういった内容の資料も含めて、収集してコーナーを設置しておりますが、こちらを数年ぶりに構成を検討していきたいと考えております。

次に、基本方針3ですが、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」といたしまして、こちらは地域・行政資料に関する項目になります。昨年度以降、デジタル化を進めてきております。昨年度作成いたしました田無時代の昔話の紙芝居とか地図、そういったものを全部デジタル化いたしまして、図書館のホームページでいつでも参照できるような形になっておりますので、こちらは今年度利活用していく計画を考えております。

次に、基本方針4になります。「未来を担う子どもの読書活動の支援」というところで、こちらは項目がたくさんありますが、その中でまず②ですが、西東京市図書館では、絵本と子育て事業という事業を行っております。こちらは、ゼロ歳児の健診のときに、図書館が健診会場にお邪魔しまして絵本をプレゼントします。そこでお子様と保護者の方に絵本を通して親子の関係性とか本の楽しさとかそういったものをお伝えしていますが、新型コロナウイルス感染症の状況がございまして、令和2年度、今年度はそれができなくなっております。代わりに絵本のプレゼントを図書館に御来館いただいて取りに来ていただくか、もしくは郵送という形で対応しております。3歳児フォローというのがございまして、こちらと同じように健診会場にお邪魔はしているんですが、同じように令和2年度、令和3年度ができませんので、代わりにひばりが丘図書館と谷戸図書館のほうでおはなし会を実施しているところでございます。

また、⑨のところがございます、昨年度「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。今年度はその集大成という形で講演会のほうを1月に実施する予定でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上で報告事項(5)から(7)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 学校施設使用料ですが、以前お聞きしたかもわからないんですけども、照明だとか空調の費用というのは別途請求するのでしょうか。

○和田社会教育課長 まず照明につきましては、現在も田無第三中と保谷中に夜間照明がございまして、そちらは使用料を設定しているところです。空調につきましては、今後実際に稼

働が始まった時点で原価計算ですとか、新たに費用等を算出する必要がありますので、その上で今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 質問というよりお願いに近いものですが、公民館の事業の中で、小・中学校ではSNSに対する対策が多いんですけれども、年配者というか大人の方もそれについて学ぶ機会があったほうがいいと思います。それは小・中学生の保護者ではなく、1人のそういうことに携わっている大人として考えるという意味です。

ちょっとここに新聞の、中学生、14歳の男の子が、SNSの防護策をもっと広めてほしいという意見を書いているのを見まして、私はそういうことは子どもが被害に遭わないとか性的なことにならないとかそういうことばかり思っていたんですが、そうではなくて、アカウントを乗っ取られて情報が全部流出してしまうことがあって、自分もInstagramのアカウントを持っているので気をつけなきゃいけないと。これは東京の男の子なんですけれども、誰かが自分をフォローしたとき相手が知り合いかどうか確かめることが大事であるとか、そういったことをおっかなびっくりでSNSに手をつけている大人のほうは知る機会もなければ、そういうことを学ぶ機会もない。この中学生は、高齢者には防護策を自治体の広報や市民講座などで広く呼びかけるのも一つの方法だと中学生が言ってくれていて、これは大事なことだなと思いました。

パソコンの扱い方講座とか、パソコン講座とかそういうことがあると、こういうこともそこで学べるというプログラムがあると、今大事だなと思い、そういったことも講座に入れていただけたらうれしいなと思って申し上げました。

○高田公民館長 御意見として承らせていただきたいと考えております。様々例えば高齢者対象の講座の中で注意喚起を行わなくてはいけないような内容であったり、それから今特にそういったところも含めまして、コロナ禍なので御高齢の方もオンラインを使ってつながるといったことを積極的にやっていたりとかもしますので、いただいた意見をもとにつながり方に関して大人も考えていかななくてはいけないと思いますので、御意見として参考にさせていただきます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第13 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和3年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 4 時 15 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員